

## 議案第35号

石岡市立学校施設使用条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市立学校施設使用条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成31年2月26日 提出

石岡市長 今 泉 文 彦

### 提 案 理 由

消費税法等の一部改正が、平成31年10月1日から施行されることに伴い、学校施設の使用料を改正するため。

石岡市立学校施設使用条例の一部を改正する条例

石岡市立学校施設使用条例（平成17年石岡市条例第74号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第5条関係）

学校施設使用料

（単位：円）

区分		9:00～12:00	13:00～17:00	18:00～21:00
体育館	500㎡未満	880	1,100	1,650
	500㎡以上	1,100	1,650	2,200
教室		330	440	550
柔・剣道場		550	880	1,100
校庭夜間照明施設				4,400

備考

- 1 「体育館」，「教室」及び「柔・剣道場」については，それぞれの使用時間帯を2以上続けて使用する場合は，それぞれの使用料の累積額とする。
- 2 「校庭夜間照明施設」については，使用時間が1時間30分未満の場合は，使用料の2分の1の額とする。

別表第2（第5条関係）

温水プール使用料

（単位：円）

区分	9:00～12:00	13:30～16:30	18:00～21:00
中学生以下	110	110	110
一般	220	220	220

附 則

この条例は，平成31年10月1日から施行する。